

千葉県報

定例
令和7年2月18日

主要目次

○	保安林の指定	—
○	国土調査の成果の認証	—
○	土地区画整理事業の事業計画の変更	—
公告		
○	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（三件）	一
○	土地改良区役員の退任及び就任	三
○	土地改良区役員の住所の変更	三

告示

千葉県告示第七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する。

令和七年二月十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 保安林の所在場所
東金市山田字宮之下三一番一
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件

- 立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び東金市役所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第七十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和七年二月十八日次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和七年二月十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
印旛郡栄町	平成三十年四月一日から令和二年三月三十一日まで	印旛郡栄町（安食の一部）の地籍図及び地籍簿	印旛郡栄町安食の一部の区域

千葉県告示第七十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第五十二条第一項の規定により定められた木更津都市計画事業金田西特定土地区画整理事業の事業計画を次のとおり変更した。

令和七年二月十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 土地区画整理事業の名称
木更津都市計画事業金田西特定土地区画整理事業
- 事務所の所在地
木更津市潮見七丁目三番地九
- 事業計画の決定の年月日
平成十年十月六日
- 事業計画の変更の年月日
令和七年二月十八日

公告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
その届出は、令和七年二月十八日から六月十八日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月十八日から六月十八日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和七年二月十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

届出の概要

第 1 4 0 1 6 号		千	葉	県	報	令和 7 年 2 月 18 日（火曜日）	
3	2	1	5	4	3	2	1
							大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ千葉ニュータウン 白井市桜台一丁目一番地二
							大規模小売店舗を設置する者の氏名等 合同会社 A P M フアンド 1 職務執行者 池田卓也 東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド総合事務所内
							変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ジーユー 代表取締役 柚木治ほか 山口県山口市佐山一〇、七一七番地一ほか
							変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社タカミヤ 代表取締役 上田桂嗣ほか 福岡県北九州市八幡東区大字前田企業団地一番一号ほか
3	2	1	5	4	3	2	5
							変更年月日 令和五年八月二十日
							届出年月日 令和七年一月二十八日
							縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び白井市市民環境経済部産業振興課
							大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出及び添付書類は、令和七年二月十八日から六月十八日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月十八日から六月十八日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年二月十八日
3	2	1	5	4	3	2	二
							届出の概要 千葉県知事 熊谷 俊 人
							1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ららぽーと TOKYO O B A Y 船橋市浜町二丁目四番地七ほか
							2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三井不動産株式会社 代表取締役 植田俊 東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号
							3 駐車場の位置の変更
4	3	2	1	5	4	3	三
							縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課
							大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出及び添付書類は、令和七年二月十八日から六月十八日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月十八日から六月十八日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年二月十八日
							届出の概要 千葉県知事 熊谷 俊 人
							1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ千葉ニュータウン 白井市桜台一丁目一番地二
4	3	2	1	5	4	3	四
							駐輪場の位置の変更 変更前の荷さばき施設の位置及び面積 一、二六二平方メートル 変更後の荷さばき施設の位置及び面積 一、〇六〇平方メートル
							7 廃棄物等の保管施設の位置の変更 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 十四か所
							9 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 十六か所 変更年月日 令和七年九月二十八日
							10 変更年月日 令和七年一月二十七日
4	3	2	1	5	4	3	五
							縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課
							大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出及び添付書類は、令和七年二月十八日から六月十八日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月十八日から六月十八日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年二月十八日
							届出の概要 千葉県知事 熊谷 俊 人
							1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ千葉ニュータウン 白井市桜台一丁目一番地二
4	3	2	1	5	4	3	六
							合同会社 A P M フアンド 1 職務執行者 池田卓也 東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド総合事務所内
							2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三井不動産株式会社 代表取締役 植田俊 東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号
							3 駐車場の位置の変更
							4 変更前の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻は午前十時（年間一日に限り午前十時）、閉店時刻は午後八時（年間一日に限り午後十時）

5 変更後の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻は午前十時、閉店時刻は午後九時

6 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分（年間一日に限り午前五時四十五分）から午後九時十五分（年間一日に限り午後十時十五分）まで

7 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後九時十五分まで

8 変更年月日

令和七年二月七日

届出年月日

令和七年一月二十八日

縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び白井市市民環境経済部産業振興課

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、野田市南部土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。

令和七年二月十八日

千葉県知事

熊谷 俊人

一 退任理事

野田市今上二、三五〇番地

〃 〃 二四三番地

〃 〃 一、二〇八番地の三

〃 〃 山崎一、〇七四番地

〃 〃 八三七番地の二

〃 〃 上花輪六二三番地の六

流山市大字深井新田一二番地

野田市今上五九九番地の一

〃 〃 山崎二、一三六番地

〃 〃 花井一九番地の二

退任監事

野田市今上二、三五九番地

〃 〃 山崎一、九〇一番地の一

〃 〃 一、七四六番地

三 就任理事

野田市今上二、三五〇番地

〃 〃 二四三番地

〃 〃 一、二〇八番地の三

〃 〃 上花輪六二三番地の六

〃 〃 今上二、三五九番地

〃 〃 山崎一、六五六番地

〃 〃 山崎梅の台一七番地の八

〃 〃 山崎二、四八六番地

〃 〃 堤根二七七番地

〃 〃 上花輪一、二六七番地

流山市大字深井新田八四番地

就任監事

野田市山崎一、九〇一番地の一

流山市大字深井新田一九番地

野田市山崎一、七四六番地

四

土地改良区役員の住所の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、成田北部土地改良区から次のとおり役員の住所の変更の届出があった。

令和七年二月十八日

千葉県知事

熊谷 俊人

理事・監事 の別	氏名	住 宅		所
理事	山田 和彦	変更前	変更後	
		印旛郡栄町安食三丁目一番地九	佐倉市王子台五丁目一七番地八ハイツ遊都飛愛二〇二号	

購読料
本号
一部

一二円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号

千葉県
〇四三（二二三）二六五八